

高松市特別支援教育就学奨励費の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）その他の関係法令の趣旨に基づき、高松市立小学校又は中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することに関し必要な事項を定めることにより、児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興及び学校の円滑な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により設置された特別支援学級
- (2) 児童 学校教育法第17条第1項に規定する学齢児童をいう。
- (3) 生徒 学校教育法第17条第2項に規定する学齢生徒をいう。
- (4) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている児童若しくは生徒の保護者又は準要保護児童・生徒就学奨励費の支給を受けている児童若しくは生徒の保護者を除く。
- (5) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により国が定める算定方法により算定した保護者の属する世帯の収入をいう。
- (6) 需要額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号の規定により国が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要額をいう。

(支給対象者)

第3条 奨励費の支給の対象となる者は、高松市内に住所を有し、現に居住し、その世帯の収入額がその世帯の需要額の2.5倍未満の世帯に属する者のうち、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者とする。

- (1) 高松市立小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒
- (2) 高松市立小学校又は中学校の通常学級に就学する児童又は生徒で、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの

（支給対象経費）

第4条 この要綱に基づき支給する奨励費の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 学用品・通学用品購入費
- (3) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (4) 宿泊を伴わない校外活動等参加費
- (5) 修学旅行費
- (6) 通学に要する交通費

（支給の区分）

第5条 奨励費の支給区分は、収入額と需要額の割合の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合 前条各号に掲げる経費
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 前条第6号に掲げる経費

（支給額）

第6条 第4条各号の費目に係る支給額は、予算の範囲内において、高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

（申請書の提出）

第7条 奨励費の支給を希望する保護者は、学校長を通じて、特別支援教育就学奨励費申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、次条に定める認定の際に必要な書類の提出を奨励費の支給を希望する保護者に求めることができる。

（認定及び通知）

第8条 教育委員会は、前条の規定により申請書が提出されたときは、申請書の内容の審査及び必要に応じた調査を行い、支給区分の決定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の決定を行ったときは、その結果を保護者及び学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第9条 前条の規定により区分の決定をされた保護者（以下「受給者」という。）の奨励費は、次の方法により行うものとする。

(1) 学校長委任払 受給者から請求、受領及び返納の委任を受けた児童生徒が在学する学校長に支払うものをいう。

(2) 直接振込 教育委員会が直接受給者の指定した口座に振り込むことにより支払うものをいう。

2 奨励費を支給する期間は、教育委員会がその支給を認定した日から当該日が属する学年の末日までとし、その支給時期は別に定める。

(辞退の届出)

第10条 受給者は、奨励費を辞退しようとするときは、学校長を通じて、教育委員会に届け出るものとする。

(決定の取消し)

第11条 受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は奨励費の支給の決定を取り消すものとする。

(1) 前条により保護者が辞退したとき。

(2) 第3条に定める支給対象者に該当しなくなったとき。

(3) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき。

(4) その他教育委員会が奨励費の支給決定の取消しが必要と認めるとき

(返還)

第12条 受給者は、前条による決定の取消しにより、支給された奨励費の全部又は一部に返還額が生じたときは、教育委員会が指定する方法により、速やかに返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。